

平成 29 年度後期分 授業料免除申請について

授業料免除を希望する外国人留学生は、「授業料免除申請書」、「在留カードの写し」、「成績証明書（平成28年度後期分の成績含む）」（学部2年生以上）を提出期限までに学生本人が受付場所へ提出してください。

他の人に書類提出をお願いするなどの行為をした場合、申請は受け付けません。

申請場所 : 学務課学生支援・国際連携係

申請期限 : 平成 29 年 10 月 2 日（月）

受付時間 : 9 時～17 時

● 授業料免除制度概要

1. 対象者

学部及び大学院に正規生として在籍する私費外国人留学生で、かつ最短在学期間で卒業又は修了できる見込みがあり、次に定める学力基準を満たす者に限るものとする。ただし、休学中の者、授業料について滞納をしている者は対象外とする。

2. 学力基準

次の基準に該当する場合は、学力基準の適格者となります。

区 分		基 準
学 部	1 年次	学力基準なし
	2 年次以上	各年次における標準修得単位数の修得
大学院		学力基準なし

【標準修得単位数】

学 部	年次別標準修得単位数			卒業必修 単位数
	2 年次	3 年次	4 年次	
美術学部 音楽学部	32	64	96	128

＜注意点＞

- 年次は休学期間を除いた実質的な年次とします。例えば、入学年度からいけば3年目であっても、1年間休学していた場合は2年次として取扱います。
- 卒業必修単位に含められない単位は、標準修得単位数に含めません。

3. 免除額

原則として各期授業料の半額

- ※申請者が多数となり免除総額を超えた場合は、免除総額を人数で除した金額が免除額となります。

●申請方法・結果通知

＜後期分＞

次の書類を期日までに提出してください。

- 授業料免除申請書
- 在留カードの写し
- 成績証明書（学部2年生以上）

【申請期限】：10月2日（月）

学力基準審査を行い、的確と認定された場合は、原則半額免除となります。

10月10日（水）以降に、窓口にて結果通知書をお渡ししますので、必ず書類を受け取りに来てください。後期分授業料振込依頼書を郵送しますので、必ず納付期限までに授業料を納付してください。

後期授業料振込期限は10月31日（火）です。

前期授業料免除を受けた者で、引き続き同年度の後期に在学する者に対しては、後期授業料免除を申請したものとしますので、後期に申請の必要はありません。ただし、免除を受ける学生として適当ではないと認められる場合は取り消されます。

●注意

- 申請をしても必ず授業料免除を受けられるとは限りません。
- 申請書類の提出は申請者本人が指定の窓口で行ってください。
- 実習等やむを得ない事情により申請書類を窓口を持参できない場合は、受付期限内（必着）に書類不備がないことを十分に確認のうえ、問い合わせ

先^{さき}の住所^{じゅうしょ}に郵送^{ゆうそう}（必ず^{かなら}事前に^{じぜん}電話連絡^{でんわれんらく}のうえ、簡易書留^{かんいかきとめ}とすること）してくだ
さい。なお、書類不備^{しよるいふび}の場合は^{ばあい}受理^{じゅり}できず、再提出^{さいていしゅつ}していただく必要^{ひつよう}があ
りますので、出来^{でき}る限り^{かぎ}早め^{はや}に郵送^{ゆうそう}してください。また、郵便事故等^{ゆうびんじこう}による
不着^{ふちやく}については、責任^{せきにん}を負^おいかねますので、極力^{きょくりょく}、郵送^{ゆうそう}による書類提出^{しよるいていしゅつ}は
避^さけてください。

- 大学^{だいがく}からの連絡^{れんらく}には速やか^{すみ}に応^{おう}じてください。連絡^{れんらく}に応^{おう}じない場合は、審査^{しんさ}が
できず免除^{めんじょ}の対象外^{たいしやうがい}となります。
- 納付期限^{のうふきげん}までに授業料^{じゅぎやうりやう}が納付^{のうふ}されない場合は督促状^{ばあい とくそくじやう}を送付^{そうふ}します。また、
授業料^{じゅぎやうりやう}が未納^{みのう}のままでは次期以降^{じきいこう}の授業料免除^{じゅぎやうりやうめんじょ}を申請^{しんせい}することはできませ
ん。
- 申請内容^{しんせいないう}が事実^{じじつ}と異なる^{こと}ことが判明^{はんめい}した場合は、免除許可^{めんじょきよかご}後^ごであっても免除^{めんじょ}を
取り消^とします。

● その他^た

- 授業料免除^{じゅぎやうりやうめんじょ}を受ける理由^うがなくなった場合^{りゆう}、辞退届^{ばあい}を提出^{じたいとどけ}していただく
必要^{ひつよう}があります。必ず^{かなら}問^とい合^あわせ先^{さき}まで申^{もう}し出^でてください。なお、辞退後^{じたいご}は
速やか^{すみ}に授業料^{じゅぎやうりやう}を納付^{のうふ}してください。
- 書類発行元等^{しよるいはつこうもととう}へ書類^{しよるい}の内容^{ないよう}について問^とい合^あわせる場合^{ばあい}があります。
- 申請書類^{しんせいしよるい}で取得^{しゅとく}した情報^{じやうほう}は、授業料免除等審査・判定業務^{じゅぎやうりやうめんじょとうしんさ}のために利用^{はんていぎやうむ}し、
その他^{りやう}の目的^たに利用^{もくてき}することはありませ

【問い合わせ先^{とあ}】

愛知県立芸術大学 学務課学生支援・国際連携係

住所 〒480-1194 愛知県長久手市岩作三ヶ峯 1-114

電話 0561-76-2843

F A X 0561-62-0083

E-mail g-shien@mail.aichi-fam-u.ac.jp

受付時間 月～金曜日（土日祝祭日除く）9時～17時30分

様式第1

外国人留学生授業料免除申請書

年 月 日

愛知県立芸術大学長 殿

愛知県立芸術大学	学部	学科	専攻
愛知県立芸術大学大学院	研究科	専攻	課程

年度入学

学籍番号

氏 名

印

電 話

授業料を免除して下さるよう関係書類をそえて下記のとおり申請します。

なお、免除が不許可とされた場合、又は一部免除が許可された場合は納付すべき授業料を指定された期日までに納付します。

また、申請内容が事実と異なることが判明した場合には、免除を取り消されても異存ありません。

記

免除の対象期間		年度 前期 ・ 後期			
免除を必要とする理由					
	留年の有無	有 ・ 無	休学歴	期間	年 月 日～ 年 月 日
修得単位数	単位	期間		年 月 日～ 年 月 日	

添付書類 在留カード又は住民票の写し（「留学」の在留資格と在留期間を明記したもの）